

山口労働局

カスハラ・ 求職者等セクハラ 対策等説明会

定員
240名事前
予約制参加費
無料

10月1日より

- ◆カスハラ・求職者等セクハラ対策が義務化
- ◆改正同一労働同一賃金ガイドライン等が適用

4月1日より

- ◆改正女性活躍推進法が施行
情報公表（男女間賃金差異・女性管理職比率）義務が拡大※
※常時雇用する労働者数101人以上の事業主が対象
- 本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します！



日 時

会 場

定 員

申 込

9/14(月)	KDDI維新ホール 201会議室 (山口市小郡令和1丁目1-1)	100名	 https://jsite.mhlw.go.jp/form/pu b/roudou35/r8ya maguchi
9/29(火)	スターピア下松 会議室1・2 (下松市中央町21-1)	72名	 https://jsite.mhlw.go.jp/form/pu b/roudou35/r8k udamatsu
10/5(月)	海峡メッセ下関 801大会議室 (下関市豊前田町3丁目3-1)	68名	 https://jsite.mhlw.go.jp/form/pu b/roudou35/r8s himonoseki

※いずれの会場も（受付開始13：00）13：30から2時間程度を予定しています。

プログラム

- ①カスハラ・求職者等セクハラ対策について
- ②同一労働同一賃金ガイドライン等の改正について
- ③改正女性活躍推進法について

- ※定員の都合上、各企業2名までのご参加をお願いいたします。
- ※申込〆切：各説明会開催の2営業日前。
- ※定員に達し次第締め切らせていただきます。
- ※いずれの会場も説明内容は同一です。
- ※KDDI維新ホールでの内容を録画したものを後日アーカイブ配信する予定です。配信の案内は後日山口労働局HPに掲載します。

対 象

企業の人事・労務担当者・経営者様/管理職の方々 ほか

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/home.html>

法改正の大きなポイント

カスタマーハラスメント防止のために講ずべき措置の義務化

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- カスタマーハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc・・・

パートタイム・有期雇用労働者の待遇等の見直しが必要

- 雇入れ時の労働条件明示事項の追加
- 「同一労働同一賃金ガイドライン」の改正
- 雇用管理の改善等に関する措置内容の変更

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のために講ずべき措置の義務化

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- 求職者ハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc・・・

女性活躍推進法に基づく情報公表義務が拡大

事業主（常時雇用する労働者数101人以上）は、以下の情報を算出し公表しなければなりません。

- 男女間賃金差異
- 女性管理職比率

説明会に関する
お問い合わせはこちら

山口労働局雇用環境・均等室

083-995-0390（受付時間 平日8:30～17:15）